

2016年度 自動車リサイクル法に基づく再資源化等の実施状況

1. 対象期間

2016年4月1日～2017年3月31日

2. 法定基準の遵守状況

		ASR ※1	エアバッグ類
再資源化率 ※2	基準	30%以上(2005年度～2009年度) 50%以上(2010年度～2014年度) 70%以上(2015年度～)	85%以上
	実績	97.8%	93.6%

3. 再資源化等の状況

		ASR	エアバッグ類		フロン類 ※3	
引取台数	指定引取場所での引取台数 ※4	154,722台	取外回収台数	17,504台	CFC引取台数	1,900台
	委託全部利用投入解体自動車台数 ※5	7,494台	車上作動台数	103,460台	HFC引取台数	136,482台
	合計	162,216台	一部取外回収／一部車上作動台数	4,849台		
合計	162,216台	合計	125,813台	合計	138,382台	
引取量	ASR引取重量①	24,706.7t	取外回収個数	45,264個	CFC引取重量	280.7kg
	委託全部利用引渡ASR相当重量②	1,293.7t	車上作動個数	316,950個	HFC引取重量	34,322.3kg
	合計	26,000.4t	合計	362,214個	合計	34,603.0kg
再資源化重量	再資源化施設 ※6 ASR投入重量③	24,706.7t	再資源化施設引取重量⑦	28,519.8kg	_____	
	再資源化施設 ASR排出残さ重量④	534.1t				
	委託全部利用投入 ASR相当重量⑤	1,293.7t	再資源化重量⑧	26,696.2kg		
	委託全部利用 排出残さ重量⑥	40.5t				
	合計 (③-④) + (⑤-⑥)	25,425.8t				

4. 再資源化等に要した費用の収支状況

	項目	合計	内 フロン類	内 エアバッグ類	内 ASR
収入	払渡しを受けた預託金の額	1,669,690,263 円	326,301,975 円	292,620,353 円	1,050,767,935 円
	内 預託金利分	185,064,506 円	—		
支出	再資源化等に要した費用	-1,314,431,626 円	-245,222,050 円	-235,207,695 円	-834,001,881 円
	内 社内費用（人件費）	-11,977,656 円	—		
	内 社内費用（システム費）	-1,274,610 円	—		
リサイクル収支（税引前）		355,258,637 円			

（参考）再資源化等の運営に要したメーカー負担金とメーカーとしてのリサイクル全体収支

自動車リサイクル促進センターの運営関連費用	-87,223,160 円	—
ASRリサイクル関連費用	-25,477,122 円	—
合計	-112,700,282 円	—
メーカーとしてのリサイクル全体収支	242,558,355 円	—

[注記]

※1. ASR（=Automobile Shredder Residue）とは、使用済自動車から有用資源を回収した後に残る破砕残さ。

※2. 再資源化率

$$\text{ASR 再資源化率} = \frac{\left[\begin{array}{c} \text{再資源化施設} \\ \text{ASR 投入重量③} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{再資源化施設} \\ \text{ASR 排出残さ重量④} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{c} \text{委託全部利用} \\ \text{投入 ASR 相当重量⑤} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{委託全部利用} \\ \text{排出残さ重量⑥} \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{c} \text{ASR 引取重量①} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{c} \text{委託全部利用引渡 ASR 相当重量②} \end{array} \right]}$$

$$\text{エアバッグ類再資源化率} = \frac{\left[\begin{array}{c} \text{エアバッグ類再資源化重量⑧} \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{c} \text{エアバッグ類再資源化施設引取重量⑦} \end{array} \right]}$$

※3. CFC（=特定フロン CFC12）・HFC（=代替フロン HFC134a）はともにカーエアコン用冷媒。SUBARU は 1994 年までに CFC からオゾン層に害のない HFC に切替えを完了したが、HFC も地球温暖化には影響があるとされており、自動車リサイクル法に基づく引取・破壊を実施している。

※4. 指定引取場所とは、主務大臣の認定を受けて定めた引取場所のこと。

※5. 主務大臣の認定を取得した全部再資源化業務委託先（解体事業者、プレス・せん断処理業者）が国内の電炉・転炉等に引渡しを行う場合に、その引渡先は委託全部利用となる。

※6. 再資源化施設とは、主務大臣の認定を取得した指定引取場所のうち、基準に適合した施設を示す。